



土浦市監査委員告示第9号

令和4年3月31日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表
する。

令和4年5月24日

土浦市監査委員 藤田 雪 絵
土浦市監査委員 内田 卓 男



住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の提出

令和4年3月31日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課長五来顕

(2) 対象の会計行為

令和2年度に土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「地区長連合会」という。）に交付した補助金（以下「本件補助金」という。）のうち桜南ブロック会（以下「ブロック会A」という。）、荒川沖ブロック会（以下「ブロック会B」という。）、都和ブロック会（以下「ブロック会C」という。）及び新治ブロック会（以下「ブロック会D」という。）（以下これらを「本件ブロック会」という。）が調査研修事業に該当するものとして「非接触型検温器」（以下「検温器」という。）等の購入に係る費用の支出を認めたこと。

(3) 対象行為の不当性

本件ブロック会が本件補助金のうち「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、検温器を研修実施に必要な感染症対策用品として購入し、その支出を認めたことが次の理由（ブロック会Cについては、③に掲げる理由を除く。）により不当である。

① 補助金の交付目的を逸脱している。

- ② 会計手続きが不透明であり、適正であったとは認められない。
- ③ 購入した検温器が各町会に不当に譲渡された可能性がある。

(4) 発生した損害の内容

本件補助金のうち、本件ブロック会に係る補助金の額の確定が法第232条の2並びに土浦市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第8条及び第19条に反するため、ブロック会Aが研修会費に充当した119,000円、ブロック会Bが活動運営費に充当した98,000円、ブロック会Cが研修費補助に充当した119,000円及びブロック会Dが事業費に充当した154,000円が市の損害に当たる。

(5) 措置請求内容

本件補助金のうち、本件ブロック会に係る補助金の額の確定が法第232条の2並びに交付規則第8条及び第19条に反するため、ブロック会Aが研修会費に充当した119,000円、ブロック会Bが活動運営費に充当した98,000円、ブロック会Cが研修費補助に充当した119,000円及びブロック会Dが事業費に充当した154,000円の返還を命ずるよう求める。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- (1) 資料1-1 令和2年度 桜南ブロック地区長会 収支決算書
- (2) 資料1-2 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書
- (3) 資料1-3 土市活発第15号
- (4) 資料2-1 令和2年度荒川沖ブロック地区長会決算報告書
- (5) 資料2-2 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書
- (6) 資料2-3 土市活発第18号
- (7) 資料3-1 令和2年度収支決算書
- (8) 資料3-2 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書
- (9) 資料3-3 土市活発第19号
- (10) 資料4-1 令和2年度新治ブロック地区長会決算書
- (11) 資料4-2 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書
- (12) 資料4-3 土市活発第20号
- (13) 資料4-4 令和2年度新治ブロック地区長会事業実施報告書

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和4年4月5日付けで本件請求の要旨を市議会及び市

長に通知した。

第2 要件審査

請求人は、前述のとおり、本件ブロック会が購入した検温器等が補助金の交付対象となるか否かの判断を監査委員に求めており、当該補助金は、令和3年3月31日付けの土浦市地区長連合会補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしたもので、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和3年9月10日佐賀地方裁判所判決では、「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法242条1項の違法若しくは不当な「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、不当な補助金の支出を原因として、補助金の返還を求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

この場合、上述のとおり、請求人は、財務会計上の行為ではない補助金の交付額の確定について判断を求めていることから、いわゆる真正怠る事実該当することになり、法第242条第2項の規定の適用がないものとして住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断した。

第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和4年4月5日に本件請求を正式に受理することを決定し、同月6日付けで請求人にその旨を通知した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和4年4月6日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和4年4月18日にその機会を設けた。

(1) 措置請求書の補正の申出及び陳述口述原稿の提出

請求人から次の措置請求書の補正の申出及び陳述口述原稿の提出があった。

ア 令和4年4月15日付け 措置請求書の補正の申出

イ 令和4年4月18日付け 意見陳述口述原稿（添付書類6件を含む。）

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 本件補助金の額の確定は、法第232条の2、交付規則第8条、同第19条に反するので、土浦市長は交付規則第16条の規定に基づき、補助金の額の確定を取り消し、土浦市地区長連合会長にブロック会Aが研修会費に充当した119,000円、ブロック会Bが活動運営費に充当した98,000円、ブロック会Cが研修費補助に充当した119,000円及びブロック会Dが事業費に充当した154,000円の全額の返還を命ずるよう求める。

イ 本件ブロック会は、交付された補助金を研修会費などの名目で検温器の購入に充てており、監査対象機関は、補助金の正当な支出として認め、補助金の額の確定を行っているが、検温器等研修実施に必要な感染症対策用品の購入は、購入の目的、会計手続き及び購入後の器材の管理において、本市関係例規等に反する。

ウ ブロック会Aは、収入の部に補助金収入119,000円を、支出の部として研修会費145,860円を計上し、その摘要欄には「研修旅行中止」、「非接触型体温計17町会×8580」とし、自らは補助事業を行わず、代わりに「各町会」の「集会用」として検温器を購入し、配布しているが、「各町会」とは、町内会や自治会であり、地区長連合会には属さず、補助の対象ではない。

エ 監査対象機関は、「研修実施に必要な感染症対策用品を補助金に充てられる」としているから、ブロック会Aが言う「集会用の備品」とは、監査対象機関が言う「研修実施に必要な」には当たらず、検温器の購入は、補助金の交付の目的を逸脱し、不当である。

オ ブロック会Aは領収書などのほか、事前の器種選定や見積り合わせに係る会計証拠書類等を提出しておらず、検温器が使用目的に合致した適正な器種選定であったか、最も経済的な購入であったか等購入に係る会計手続きが不透明であり、購入が適正であったとは認められない。

カ ブロック会Aは、備品として購入した全部の検温器を各町会に配布しており、購入した検温器が各町会に譲渡された疑いがあり、検温器がブロック会の備品として管理されているか、情報公開請求を行ったが、関連の記録等は不存在であり、地区長連合会の監査関連資料にも検温器の記録が無く、配布の実態が外部への不当な譲渡である可能性がある。

- キ 令和2年度のブロック会Aの検温器購入は、補助金の交付の目的を逸脱したもので、会計手続きが不透明で適正であったと認められず不当であり、検温器が各町会に不当に譲渡された可能性があるため、ブロック会Aに係る補助金の額の確定は取り消すべきである。
- ク ブロック会Bは収入の部に補助金98,000円を、支出の部として活動運営費98,636円を計上し、同摘要に「体温計15個・電池15個分町内配布」とし、実績報告書では、体温計等コロナ禍の中での会議開催用の備品を準備し、としながら集まっての研修会を中止したとしているが、購入の目的が会議開催用の備品で研修実施に必要なものではなく、集まっての研修会を中止したとすれば、検温器はブロック会で使用されることなく、町内配布されていることになり、当初から外部に配布する目的で検温器を購入しており、不当である。
- ケ ブロック会Bは、会計証拠書類を提出しておらず、購入に係る会計手続きは不透明であり、適正であったと認められず、体温計15個は町内配布と記載しながら、地区長連合会監査資料に検温器の管理の記録がなく情報公開請求によっても、文書は不存在で管理状況は確認できず、検温器の配布が各町会への不当な譲渡であった可能性がある。
- コ ブロック会Aと同様の理由により、令和2年度のブロック会Bの検温器購入に係る補助金の額の確定は取り消すべきである。
- サ ブロック会Cは、収入の部にブロック会調査研修費119,000円を、支出の部に研修費補助127,109円を計上し、同摘要には非接触体温計他と記載し、実績報告書では、当初計画していた視察研修を中止し、その代替事業として非接触型体温計及び付帯消耗品を購入したとしているが、研修が中止となった後に、代わりに感染症対策用品に検温器を購入するのは順序が逆で、検温器購入自体が代替事業化しており、補助金の対象とはならない。
- シ ブロック会Cは、検温器を何本購入したかさえ明らかでなく、購入に係る会計手続きが不透明で適正とは認められず、令和2年度、ブロック会Cの検温器他の購入は、検温器が各町会に不当に譲渡された可能性を除き、ブロック会Aと同様の理由により、補助金の額の確定は取り消すべきである。
- ス ブロック会Dは、収入の部に補助金154,000円を、支出の部に事業費197,463円を計上し、事業費の摘要欄には体温計・手指消毒機としてブロック会調査研修事業には支出しておらず、実績報告書では、当初予定していた視察研修会を中止した後に各地区で研修会を実施してもらうための会議開催用の備品を準備したとしているが、各地区とは、町会や町内会、自治会など、連合会以外の組織で、その会議開催用とする本検温器等の購入は、補助金の目的外使用に当たり不当である。
- セ ブロック会Dは、検温器等の購入数も明らかでなく、会計手続きが不透明で不当であり、実施報告書に購入物品配布と記載があり、配布先は各地区で検温器等は各町会に不当に譲渡された可能性が残る。

- ソ 令和2年度のブロック会Dの検温器等の購入は、ブロック会Aと同様の理由により、補助金の額の確定は取り消すべきである。
- タ 本件で監査対象機関の職員は、連合会事務局職員として、ブロック会の資料から連合会実績報告書にまとめ、地区長連合会の会長の決裁を受けて市長に報告し、同じ職員が監査対象機関の職員として、自分が作成した連合会実績報告書を受付けし、書類等を審査して補助金の額を確定して市長の決裁を受け、地区長連合会の会長に通知しており、審査を受ける側と審査する側が同じ人間では、本市と地区長連合会との間に相互牽制やチェック機能が働くことは期待できない。
- チ 土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業では、交付の対象となるものは、規約、会則等を持ち、予算、決算等の会計処理が行われている団体と厳格に要求し、補助額の規模が地区長連合会の5分の1にも満たない団体に対しても会計処理を行うことを要求しながら、地区長連合会に対しては、住民自治及び市民福祉の向上などと本市の例規や計画にも見当たらない用語を掲げ、職員に命じてまで会計業務を肩代わりさせている理由や背景は何か、自分なりに勉強を続けていきたい。
- ツ 住民自治及び市民福祉の向上について、監査対象機関が主張の根拠として繰返し持ち出しており、そのたびに情報公開請求しても、常に公文書は不存在で、組織として共通の用語や考え方、思想として確立されてなく、根拠上も実際上も無意味で実態のない空疎な言葉に過ぎないものを繰返して引用して自らの主張の正当化を図ろうとする態度は、全く理解できない。
- テ 監査対象機関が多用する「ブロック会の独自性と裁量による活動」「ブロック会の独自性、裁量による」「ブロック会の裁量により」「ブロック会の独自の裁量に任せ」云々も理解困難で「ブロック会の独自の裁量」を認める権限と責任は、地区長連合会の会長にあり、監査対象機関が「ブロック会の独自性や裁量」に関与することは明らかに越権行為で、いかに「ブロック会の独自性と裁量」が認められようとも、審査を始め補助金の額の確定に係る責任は、依然、監査対象機関にある。

2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件ブロック会が購入した検温器等が本件補助金の「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるか。
- (2) 本件ブロック会が「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして検温器等の購入に本件補助金の一部を充当した部分について、市長及び市民生活部市民活動課長五来頭が地区長連合会に対する返還請求権の行使を怠っているか、その前提として、本件補助金の交

付決定を取り消し、本件補助金の返還請求権を発生させるべき事実があるか。

3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

- (1) 調査日時 令和4年4月18日 午後3時から
- (2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員
- (3) 令和3年12月23日に提出のあった資料
(本件請求以前に本件補助金に係る住民監査請求の監査のために提出のあったもの)
 - 提出資料1 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について(起案)【市】
 - 提出資料2 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の概算払について(起案)【市】
 - 提出資料3 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の額の確定について(起案)【市】
 - 提出資料4 支出に係る帳票(支出負担行為票、支出命令書(概算払)及び精算書)【市】
 - 提出資料5 令和2年度土浦市地区長連合会補助金交付申請書の提出について(起案)【地区長連合会】
 - 提出資料6 令和2年度土浦市地区長連合会補助金概算払請求書の提出について(起案)【地区長連合会】
 - 提出資料7 令和2年度土浦市地区長連合会ブロック会補助金(調査研修事業)の配分および交付について(起案)【地区長連合会】
 - 提出資料8 令和2年度補助事業実績報告書及び補助金概算払い精算書の提出について(起案)【地区長連合会】
 - 提出資料9 地区長連合会ブロック会事業補助金交付申請書【地区長連合会】
 - 提出資料10 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書【地区長連合会】
- (4) 令和4年4月18日に提出のあった資料
 - 提出資料11 本件ブロック会(ブロック会Aを除く。)から提出された領収書等
- (5) 聴取内容の要旨
関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 令和2年度の土浦市地区長連合会補助金ブロック会調査研修事業において、感染症対策用品を補助対象経費として認めたのは、その趣旨が「住民自治の向上と市民福祉の増

進を図るため」であり、その範囲内であれば、補助対象経費とした。

イ ブロック会は各地区長から構成される団体であり、地区長の多くは町内会長を兼ねていることから、購入した検温器を町内会の集まりや地域行事等で活用することも想定しており、検温器は、クラスター対策にもなり、市民の健康を守り、コミュニティ活動を促進することに寄与したと認識している。

ウ 請求人が4ブロック会共通の指摘として、各町内会は、地区長連合会には属さず、補助の対象ではないと主張していることについて、地区長連合会は地区長の集合体であり、各町内会は地区長連合会に属していないが、地区長が町内会長を兼ねていることが多く、コロナ禍以前と変わらない地域活動の発展や推進をするために、地区長を通じて、各町内会に感染症対策用品を配布することは、市民福祉の増進を図ることであり、公益上必要なことであったと認識している。

エ 請求人が4ブロック会共通の指摘として、会計証拠書類の不存在と購入に係る手続きが不透明であると主張していることについて、これまでブロック会には実績報告の際に領収書の添付を必須としてはおらず、収支報告書の提出により、額の確定をしていたと昨年12月の意見陳述で説明したが、改めて、既に提出のあったブロックA以外の3ブロック会に連絡し、領収書の提出があったので、これを監査事務局に提出し、金額が収支報告書と一致していることを確認した。

オ 請求人が検温器購入の過程で使用目的に合致した適正な品種選定であったか、最も経済的な購入が行われたのか不透明であることを指摘していることについて、補助金で物品等を購入する場合、その購入方法等は各ブロック会に委ねており、事前に見積合わせ等を実施することを規則等で定めていないので、ただちに問題となるとは考えていない。

カ 請求人がブロック会A、ブロック会B及びブロック会Dが購入した検温器が各町内に不当に譲渡された可能性があることを主張していることについて、各ブロック会に確認し、検温器は地区長が保有している場合や地域の公民館に設置している場合があり、ブロック会の会議や町内会の集まり等で使用されており、使う場面をブロック会の活動に限定することも、地区長が独占的に感染症対策用品を使用することも意図しておらず、町内会や地域の公民館で同好会が活動する際等でも使用されることも想定して補助をしたもので、市民福祉の増進につながることであり、公益上必要であったと認識している。

キ 検温器は地区長が保有している場合や地区公民館に設置している場合があるとのことについて、監査対象機関は、地区長が持っているところが多いが詳細はわからないため、後日回答する。

ク ブロック会Bの15個の検温器の購入について、監査対象機関は、15個の検温器の内訳はブロック会用に1個、町内会用に14個であり、ブロック会Bに確認したところ、ブロック会用の検温器はブロック会の役員が所持をしており、ブロック会の集まりの時に活用し、残りの14個については、各町内会で利用するために各地区長が保持しているとのことで、ブロック会補助金は、地区長の人数に応じて各ブロック会に連合会補助

金を配分するもので、検温器を購入する場合、町内の数分だけしか購入できないということではなく、他のブロック会では、検温器に加え、アルコール消毒などの感染症対策用品等を購入している場合もあり、ブロック会Bでは検温器がブロック会用と町内会会でそれぞれ必要と判断し、購入している。

ケ 検温器が不当に譲渡されたと請求人が述べていることについて、監査対象機関は、検温器は、個人的に使用するとか不当な目的でなく、町内会の活動を維持するために必要で購入したものなので、不当なものではない。

コ 検温器等の消耗品を購入する際の器種選定や経済的な支出の為、見積合わせ等を行い、補助金額の確定の際に市がその書類を確認する必要があるかについて、監査対象機関は、交付規則や本件要項にその定めはない。

サ 交付規則に定めがないのはなぜかについて、監査対象機関は、地区長連合会の補助金については、各ブロック会の独自性と裁量があり、それぞれに用途の決定を委ねており、事前に見積合わせが必要との連絡もしておらず、検温器の購入に問題があったとは認識していない。

シ 検温器の所有者は誰かについて、監査対象機関は、検温器の所持者は各地区長と認識しており、町内会での使用も想定しているため、地区長が町内会長として地区公民館に設置していたとしても不当な譲渡になるとは考えていない。

ス ブロック会Bの検温器15個の購入を認めたのはなぜかについて、監査対象機関は、地区長の人数によって補助金を分配するもので、町内の数分だけしか購入できないということではない。

セ 検温器は、視察研修にしか使用できないものかについて、監査対象機関は、視察研修に限定するものではなく、町内会で使用することも想定している。

(6) 関係人聴取後に提出された書面

令和4年5月13日付けで監査対象機関から次の事項を報告する書面の提出があった。

ア ブロック会Cが購入した20個の検温器について、ブロック会Cは18の地区で構成されているが都和三丁目は地区長が不在であり、検温器を配布しておらず、板谷町は世帯数が多いことから3個配布し、都和地区コミュニティセンターにも1個配布していること。

イ 関係人調査でブロック会Bが購入した検温器の1つがブロック会用であると発言したが、荒川沖西部地区学習等供用施設で使用するためのものであったこと。

ウ 関係人調査の中で監査委員から質問のあった、ブロックごとに検温器を地区長が保管しているか地区の公民館で保管しているかをブロック会長に確認したが、ブロック会長も詳細は把握していなかったこと。

第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、交付規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準を明らかにしている。

2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

3 各町内会に対する補助について

請求人が4ブロック会共通の指摘として、各町内会は、地区長連合会には属さず、補助の対象ではないと主張していることについて、監査対象機関は、地区長連合会は地区長の集合体であり、各町内会は地区長連合会に属していないが、地区長が町内会長を兼ねていることが多く、コロナ禍以前と変わらない地域活動の発展や推進をするために、地区長を通じて、各町内会に感染症対策用品を配布することは、市民福祉の増進を図ることであり、公益上必要なことであったと認識している。

4 ブロック会Bが検温器を15個購入していることについて

監査委員からブロック会Bの15個の検温器の購入に関する質問について、監査対象機関は、15個の検温器の内訳はブロック会用に1個、町内会用に14個であり、ブロック会Bに確認したところ、ブロック会用の検温器はブロックの役員が所持をしており、ブロック会の集まりの時に活用し、残りの14個については、各町内会で利用するために各地区長が保持しているとのことで、ブロック会補助金は、地区長の人数に応じて各ブロック会に連合会補助金を配分するもので、検温器を購入する場合、町内の数分だけしか購入できないという

ことではなく、他のブロック会では、検温器に加え、アルコール消毒などの感染症対策用品等を購入している場合もあり、ブロック会Bでは検温器がブロック会用と町内会会でそれぞれ必要と判断し、購入している。

5 会計証拠書類の提出がないことについて

請求人が4ブロック会共通の指摘として、会計証拠書類の不存在と購入に係る手続きが不透明であると主張していることについて、監査対象機関は、これまでブロック会には実績報告の際に領収書の添付を必須としてはおらず、収支報告書の提出により、額の確定をしていたと昨年12月の意見陳述で説明したが、改めて、既に提出のあったブロックA以外の3ブロック会に連絡し、領収書の提出があったので、これを監査事務局に提出し、金額が収支報告書と一致していることを確認した。

6 補助金で物品等を購入する場合の方法等に対し疑義があることについて

請求人が検温器購入の過程で使用目的に合致した適正な品種選定であったか、最も経済的な購入が行われたのか不透明であることを指摘していることについて、監査対象機関は、補助金で物品等を購入する場合、その購入方法等は各ブロック会に委ねており、事前に見積合わせ等を実施することを規則等で定めていないので、ただちに問題となるとは考えていない。

7 検温器が各町内会に不当に譲渡された可能性があることについて

請求人がブロックA、ブロックB及びブロックDが購入した検温器が各町内会に不当に譲渡された可能性があることについて、監査対象機関は、各ブロック会に確認し、検温器は地区長が保有している場合や地域の公民館に設置している場合があり、ブロック会の会議や町内会の集まり等で使用されており、使う場面をブロック会の活動に限定することも、地区長が独占的に感染症対策用品を使用することも意図しておらず、町内会や地域の公民館で同好会が活動する際等でも使用されることも想定して補助をしたもので、市民福祉の増進につながることであり、公益上必要であったと認識している。

8 ブロック会B及びCの検温器の配布先について

令和4年5月13日付けで監査対象機関から提出された書面によると、ブロック会Bが購入した検温器1個が荒川沖西部地区学習等供用施設で使用するためのものであったこと、ブロック会Cが購入した検温器20個のうち、1つの地区に3個配布されたものがあること及び都和地区コミュニティセンターに配布されていることがわかった。

第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確

認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 監査の対象事項の（１）についての判断

監査対象事項の（１）本件ブロック会が購入した検温器が本件補助金の「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるかについては、両者の主張から「各町内会に対する補助であること並びにブロック会B及びブロック会Cの検温器の購入が公益上必要なものと言えるか。」及び「会計証拠書類の提出がないこと、補助金で物品等を購入する場合の方法等に対し疑義があること及び検温器が各町内会に不当に譲渡された可能性があることが交付規則第16条第1項各号に該当するか。」の2点を争点として検証する。

（１）各町内会に対する補助であること並びにブロック会B及びブロック会Cの検温器の購入が公益上必要なものと言えるかについて

補助金の交付について、平成30年8月2日大阪地方裁判所判決では、「法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の可否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。

そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされている。

ア 各町内会に対する補助であることについて

請求人が4ブロック会共通の指摘として、各町内会は、地区長連合会には属さず、補助の対象ではないと主張しているが、上記判決内容からすれば、町内会に補助金を交付できるか否かは、公益上の必要性の有無により判断するものである。

請求人の主張に対し、監査対象機関は、地区長連合会は地区長の集合体であり、各町内会は地区長連合会に属していないが、地区長が町内会長を兼ねていることが多く、コ

コロナ禍以前と変わらない地域活動の発展や推進をするために、地区長を通じて、各町内会に感染症対策用品を配布することは、市民福祉の増進を図ることであり、公益上必要なことであったと認識しているとしている。

本件補助金の交付対象は、地区長連合会であり、請求人の主張のとおり、各町内会に対して補助金を交付することを想定しているとは言えないため、各町内会を対象に補助金を交付するのであれば、本件補助金とは別の補助金として交付すべきものであり、手続上の誤りが認められることは明らかである。

しかしながら、監査対象機関が主張するように、コロナ禍以前と変わらない地域活動の発展や推進をするために、地区長を通じて、各町内会に感染症対策用品を配布することは、市民福祉の増進につながるものと認められ、公益上の必要性がないとは言えない。

イ ブロック会B及びブロック会Cの検温器の購入について

ブロック会Bについて、監査対象機関は、関係人調査において、15個の検温器の内訳はブロック会用に1個、町内会用に14個であり、ブロック会Bに確認したところ、ブロック会用の検温器はブロックの役員が所持をしており、ブロック会の集まりの時に活用し、残りの14個については、各町内会で利用するために各地区長が保持しているとのことで、ブロック会補助金は、地区長の人数に応じて各ブロック会に連合会補助金を配分するもので、検温器を購入する場合、町内の数分だけしか購入できないということではなく、他のブロック会では、検温器に加え、アルコール消毒などの感染症対策用品等を購入している場合もあり、ブロック会Bでは検温器がブロック会用と町内会用でそれぞれ必要と判断し、購入していたが、令和4年5月13日付けで提出された書面によれば、ブロック会Bが購入した検温器1個が荒川沖西部地区学習等供用施設で使用するためのものであったとされた。

また、ブロック会Cが購入した検温器20個のうち、1つの地区に3個配布されたものがあること及び都和地区コミュニティセンターに配布されていると令和4年5月13日付けで提出された書面により主張している。

何を補助対象とし、どれだけ補助することを認めるかは、市が判断するものであり、交付規則第3条の市長の責務として、「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し」とあることからわかるように、必要以上に補助金を交付すべきではないことは明らかであり、市民福祉の増進を図るため、検温器等を各町内会に配布することの必要性は理解できるものの、ブロック会Bの荒川沖西部地区学習等供用施設は指定管理者が施設の管理をしており、ブロック会Cの都和地区コミュニティセンターは市が施設を管理していることから本件補助金で検温器を購入して配布する理由があるとは言えず、ブロック会Cの1つの地区に3個配布している件についても、世帯数によって検温器が必要になる機会が多くなるとは言えず、当該地区に2つ余計に検温器を配布する必要があるとは認められないことから、ブロック会Bが購入した検温器

1個及びブロック会Cが購入した検温器3個については、補助金を交付する理由があるとは認められない。

また、ブロック会B及びブロック会Cは、検温器の使用に必要な乾電池も併せて購入しているが、検温器の購入費に補助金を交付する理由がないと判断した数（ブロック会Bで1個、ブロック会Cで3個）に対応する数の乾電池についても同様に補助金を交付する理由があるとは認められない。

さらに、ブロック会Cでは、配布するための袋、次亜塩素酸水、除菌シート及びハンドジェルも購入しているが、都和地区コミュニティセンターに配布した分については、市が管理している施設であるため、これらの品物を本件補助金で購入し、配布する理由があるとは認められない。

(2) 会計証拠書類の提出がないこと、補助金で物品等を購入する場合の方法等に対し疑義があること及び検温器が各町内会に不当に譲渡された可能性があることが交付規則第16条第1項各号に該当するかについて

交付規則第16条第1項では、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき等は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

そこで、会計証拠書類の提出がないこと、補助金で物品等を購入する場合の方法等に対し疑義があること及び検温器が各町内会に不当に譲渡された可能性があることが交付規則第16条第1項各号のいずれかに該当するか検討することで検温器の購入に補助金を充当したことが不当であるか検証する。

ア 会計証拠書類の提出がないことについて

請求人が4ブロック会共通の指摘として、会計証拠書類の不存在と購入に係る手続きが不透明であると主張していることに対し、監査対象機関は、これまでブロック会には実績報告の際に領収書の添付を必須としてはおらず、収支報告書の提出により、額の確定をしていたと昨年12月の意見陳述で説明したが、改めて、既に提出のあったブロック会A以外の3ブロック会に連絡し、領収書の提出があったので、これを監査事務局に提出し、金額が収支報告書と一致していることを確認したとしている。

本職に提出された領収書を確認したところ、それぞれの収支報告書に記載された金額に係る物品の領収書であることが認められた。

令和3年12月20日に実施した関係人調査で監査対象機関は、本件補助金について、「決裁により額の確定をしておりますが、ブロック調査研修事業の内容につきましては、ブロック会の独自性と裁量による活動を促すためにこれまで直接的な指導等は行っておりませんでした。」としており、補助金の額の確定に当たり、ブロック会の独自性や裁量を理由として領収書の提出を求めておらず、補助金の額の確定の際には、領収書によつ

て、補助対象となる検温器等が購入されていることを確認してはいなかったが、本件ブロック会それぞれから提出された領収書を確認したところ、偽りその他不正の手段により本件補助金を受けた事実や本件補助金を他の用途に使用した事実は認められないことから交付規則第16条第1項各号に該当する事実はない。

イ 補助金で物品等を購入する場合の方法等に対し疑義があることについて

請求人が検温器購入の過程で使用目的に合致した適正な品種選定であったか、最も経済的な購入が行われたのか不透明であることを指摘していることについて、監査対象機関は、補助金で物品等を購入する場合、その購入方法等は各ブロック会に委ねており、事前に見積合わせ等を実施することを規則等で定めていないので、ただちに問題となるとは考えていないとしている。

法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあるのを踏まえ、請求人は、市税その他の貴重な財源を原資とする補助金を交付された者にもその義務が課されるべきとの認識と推察するが、この規定は、地方公共団体が行う事務の処理に関し義務を課したもので、補助金を交付された者にまでその義務を課すものではなく、補助金を交付された者が行う物品の選定に経済性等を求めているとまでは言えず、監査対象機関が主張するとおり、市が補助金交付の条件としてそのようなものを課さない限り、補助金を交付された者が考慮すべき事項であるとは考え難いものであるため、本件補助金の額の確定に当たり経済的な購入であったかを考慮する必要はなく、交付規則第16条第1項各号に該当する事実は認められない。

ウ 検温器が各町内会に不当に譲渡された可能性があることについて

請求人がブロック会A、ブロック会B及びブロック会Dが購入した検温器が各町内会に不当に譲渡された可能性があることと主張していることに対して、監査対象機関は、各ブロック会に確認し、検温器は地区長が保有している場合や地域の公民館に設置している場合があり、ブロック会の会議や町内会の集まり等で使用されており、使う場面をブロック会の活動に限定することも、地区長が独占的に感染症対策用品を使用することも意図しておらず、町内会や地域の公民館で同好会が活動する際等でも使用されることも想定して補助をしたもので、市民福祉の増進につながることであり、公益上必要であったと認識しているとしている。

仮に各ブロック会から町内会に検温器等が譲渡されたとしても、監査対象機関が町内会での使用も想定して補助金を交付したものであり、既に検証したとおり、町内会に検温器等の感染症対策用品を配布することは、本件補助金の交付対象ではないものの、公益上の必要性がないとまでは言えないことから、監査対象機関が本件補助金として交付した手続上の問題はあるが本件ブロック会が偽りその他不正の手段により本件補助金を

受けたとか本件補助金を他の用途に使用したというものではないため、交付規則第16条第1項各号に該当するものとして返還を求めるべき事実があるとは認められない。

2 監査の対象事項の(2)についての判断

監査対象事項(1)についての判断のとおり、ブロック会B及びブロック会Cが購入した次の品物には補助金を交付する理由がないため、本件補助金の交付決定の一部を取り消し、当該品物に係る代金の返還を求めるべきである。

- (1) ブロック会Bの荒川沖西部地区学習等供用施設で使用するために購入した検温器1個及び電池2本
- (2) ブロック会Cが都和地区コミュニティセンターで使用するために購入された検温器1個、1つの地区で使用するために購入された検温器3個のうち2個、電池3パック、配布するための袋1枚、次亜塩素酸水1個、除菌シート1個及びハンドジェル1個

3 結論

したがって、市長は、本件補助金のうち、ブロック会B及びブロック会Cが購入した検温器等で補助金を交付することが適当でない部分の交付決定を取り消し、ブロック会Bが購入した補助の対象とならない検温器及び電池の代金6,564円からブロック会Bが負担した636円を差し引き5,928円並びにブロック会Cが購入した補助の対象とならない検温器、電池、配布するための袋、次亜塩素酸水、除菌シート及びハンドジェルの代金17,110円からブロック会Cが負担した8,109円を差し引いた9,001円について、交付規則第17条の規定により地区長連合会に返還を求めるべきである。

第8 勧告

本件請求については、理由があるものと判断し、法第242条第5項の規定に基づき、市長に次のとおり勧告する。

土浦市は、本件補助金のうち、次の表の左欄に掲げるブロック会の区分に応じ、同表の中欄に掲げる品物及び数量に係る部分の交付決定を取り消し、同表右欄に掲げる過大に支出した額を交付規則第17条の規定により地区長連合会に返還を求めること。

ブロック会の区分	品物及び数量	過大に支出した額
ブロック会B	検温器1個及び電池2本	5,928円
ブロック会C	検温器3個、電池3パック、配布するための袋1枚、次亜塩素酸水1個、除菌シート1個及びハンドジェル1個	9,001円

なお、本勧告に対する措置の期限は、令和4年6月30日までとし、法第242条第9項の規定により措置期限までに講じた措置の状況については、令和4年7月15日までに監査委員に通知されたい。